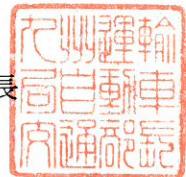


九運貨物第337号の2
平成29年10月31日

九州冷蔵倉庫協議会 会長 殿

九州運輸局自動車交通部長



貨物自動車利用運送事業及び鉄道利用運送事業における運賃及び料金について

標記について、別添のとおり通達があるので、貴協議会においても了知されるとともに、
傘下会員に対し周知願いたい。

国官参物第111号
平成29年10月30日

九州運輸局自動車交通部長 殿

大臣官房参事官（物流産業）
(公印省略)

貨物自動車利用運送事業及び鉄道利用運送事業における運賃及び料金について

貨物自動車利用運送事業（宅配便、引越輸送を除く。）及び鉄道利用運送事業（以下「貨物利用運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について」（平成15年3月18日付け国総貨複第201号）に基づき取扱ってきたところであるが、運賃及び料金の収受の適正化を図るため、下記のとおり貨物利用運送事業における運賃及び料金の定義を定めるとともに、その他の費用を明確化したので、了知されたい。

記

1. 運賃

貨物利用運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業を行う者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

2. 料金

貨物利用運送事業における「料金」とは、（1）及び（2）のとおりとする。

（1）貨物利用運送事業を行う者（以下「貨物利用運送事業者」という。）が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物利用運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物利用運送事業者又は貨物自動車運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物利用運送事業者が行う貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

(2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために
收受するためのもの。

3. その他の費用

貨物利用運送事業における「その他の費用」のうち、「燃料サーチャージ」、「有料道路利用料」とは、以下のものとする。

①燃料サーチャージ

燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分に係る別立ての運賃

②有料道路利用料

有料道路を利用する場合の利用料金

附 則

この通達は、平成29年11月4日から施行する。